

議案第74号

安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例

安曇野市介護保険条例（平成17年安曇野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,160円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第2条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成26年度分までの保険料率については、適用しない。

平成27年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第75号

安曇野市堀金地域食材供給施設条例及び安曇野市豊科農産物加工交流センター条例  
の一部を改正する条例

(安曇野市堀金地域食材供給施設条例の一部改正)

第1条 安曇野市堀金地域食材供給施設条例（平成17年安曇野市条例第162号）の一部を  
次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

| 区分          |        | 単位       | 利用料金    | 備考        |
|-------------|--------|----------|---------|-----------|
| 洗<br>浄      | 大豆     | 13 キログラム | 500 円   |           |
|             | 米      | 1 キログラム  | 50 円    |           |
|             | その他    | 1 キログラム  | 100 円   |           |
| 加<br>工      | みそ     | 13 キログラム | 5,300 円 | こうじ菌代を含む。 |
|             | こうじ    | 1 キログラム  | 300 円   | こうじ菌代を含む。 |
|             | みそ炊きのみ | 1 キログラム  | 300 円   |           |
|             | みそ二番ごし | 40 キログラム | 600 円   |           |
|             | 豆腐     | 1 キログラム  | 700 円   | にがり代を含む。  |
|             | 豆腐包装加工 | 1 丁      | 30 円    |           |
|             | ジャム    | 1 キログラム  | 400 円   |           |
|             | ケチャップ  | 1 キログラム  | 400 円   |           |
|             | 果実ジュース | 1 本      | 300 円   | 1.8 リットル瓶 |
|             |        | 1 本      | 200 円   | 1 リットル瓶   |
|             | おこわ    | 1 セイロ    | 700 円   |           |
|             | のし餅    | 1 臼      | 800 円   |           |
|             | お供え餅   | 1 臼      | 600 円   |           |
|             | 屋根餅    | 1 臼      | 600 円   |           |
|             | パン     | 1 回      | 1,200 円 |           |
| ケーキ         | 1 回    | 300 円    |         |           |
| 製<br>粉      | 米粉     | 1 キログラム  | 100 円   |           |
| そ<br>の<br>他 | 王冠     | 1 個      | 20 円    |           |
|             | 栓      | 1 個      | 20 円    |           |
|             | 瓶      | 1 本      | 200 円   |           |

(安曇野市豊科農産物加工交流センター条例の一部改正)

第2条 安曇野市豊科農産物加工交流センター条例（平成17年安曇野市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

| 区分     |        | 単位      | 利用料金   | 備考        |
|--------|--------|---------|--------|-----------|
| 洗<br>浄 | 大豆     | 13キログラム | 500円   |           |
|        | 果実     | 1釜      | 1,100円 |           |
|        | その他    | 1キログラム  | 100円   |           |
| 加<br>工 | みそ     | 13キログラム | 5,300円 | こうじ菌代を含む。 |
|        | こうじ    | 1キログラム  | 300円   | こうじ菌代を含む。 |
|        | みそ炊きのみ | 1キログラム  | 300円   |           |
|        | みそ二番ごし | 40キログラム | 600円   |           |
|        | 豆腐     | 1キログラム  | 700円   | にがり代を含む。  |
|        | 豆腐包装加工 | 1丁      | 30円    |           |
|        | ジャム    | 1キログラム  | 400円   |           |
|        | ケチャップ  | 1キログラム  | 400円   |           |
|        | 野菜ソース  | 1釜      | 4,200円 |           |
|        | 果実ジュース | 1本      | 300円   | 1.8リットル瓶  |
|        |        | 1本      | 200円   | 1リットル瓶    |
|        |        | 1本      | 100円   | 0.63リットル瓶 |
|        | 野菜ジュース | 1本      | 400円   | 1.8リットル瓶  |
|        |        | 1本      | 200円   | 1リットル瓶    |
|        |        | 1本      | 100円   | 0.63リットル瓶 |
|        | 果実瓶詰め  | 1キログラム  | 200円   |           |
|        | まんじゅう  | 1セイロ    | 1,800円 |           |
|        | おこわ    | 1セイロ    | 700円   |           |
|        | こんにゃく  | 1工程     | 1,800円 |           |
|        | その他    | 半日      | 800円   |           |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の安曇野市堀金地域食材供給施設条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 改正前の安曇野市豊科農産物加工交流センター条例の規定により課した、又は課すべ

きであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

平成27年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第76号

安曇野市穂高農業活性化施設条例の一部を改正する条例

安曇野市穂高農業活性化施設条例（平成17年安曇野市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「応じ、」の次に「別表に掲げる額の範囲内において、」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

|        | 区分     | 単位       | 利用料金    | 備考         |
|--------|--------|----------|---------|------------|
| 洗<br>浄 | 大豆     | 13 キログラム | 500 円   |            |
|        | 米      | 1 キログラム  | 50 円    |            |
|        | 果実     | 1 釜      | 1,100 円 |            |
|        | 野菜     | 1 キログラム  | 100 円   |            |
|        | 瓶      | 1 本      | 100 円   |            |
|        | その他    | 1 キログラム  | 100 円   |            |
| 加<br>工 | みそ     | 13 キログラム | 5,300 円 | こうじ菌代を含む。  |
|        | こうじ    | 1 キログラム  | 300 円   | こうじ菌代を含む。  |
|        | みそ炊きのみ | 1 キログラム  | 300 円   |            |
|        | みそ二番ごし | 40 キログラム | 600 円   |            |
|        | 豆腐     | 1 キログラム  | 700 円   | にがり代を含む。   |
|        | 豆腐包装加工 | 1 丁      | 30 円    |            |
|        | ジャム    | 1 キログラム  | 400 円   |            |
|        | ケチャップ  | 1 キログラム  | 400 円   |            |
|        | 野菜ソース  | 1 釜      | 4,200 円 |            |
|        | 果実ジュース | 1 本      | 300 円   | 1.8 リットル瓶  |
|        |        | 1 本      | 200 円   | 1 リットル瓶    |
|        |        | 1 本      | 100 円   | 0.63 リットル瓶 |
|        | 野菜ジュース | 1 本      | 400 円   | 1.8 リットル瓶  |
|        |        | 1 本      | 200 円   | 1 リットル瓶    |
|        |        | 1 本      | 100 円   | 0.63 リットル瓶 |
|        | 果実瓶詰め  | 1 キログラム  | 200 円   |            |
|        | まんじゅう  | 1 セイロ    | 1,800 円 |            |
|        | おこわ    | 1 セイロ    | 700 円   |            |
| のし餅    | 1 臼    | 800 円    |         |            |

|     |     |         |         |  |
|-----|-----|---------|---------|--|
| 製粉  | そば粉 | 1 キログラム | 200 円   |  |
|     | 米粉  | 1 キログラム | 100 円   |  |
|     | 小麦粉 | 1 キログラム | 100 円   |  |
|     | きな粉 | 1 キログラム | 400 円   |  |
| その他 | 大鍋  | 1 時間    | 3,800 円 |  |
|     | 王冠  | 1 個     | 20 円    |  |
|     | 栓   | 1 個     | 20 円    |  |
|     | 瓶   | 1 本     | 200 円   |  |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の安曇野市穂高農業活性化施設条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

平成27年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第77号

安曇野市明科農産加工施設条例の一部を改正する条例

安曇野市明科農産加工施設条例（平成18年安曇野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第6条第2項中「利用料金は、」の次に「別表に掲げる額の範囲内において、」を加え、同条を第8条とする。

第5条第2項を削り、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第5条 明科農産加工施設の開館時間は、午前8時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、明科農産加工施設の開館時間を変更することができる。

（利用者）

第6条 明科農産加工施設を利用できる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

| 区分     |        | 単位       | 利用料金    | 備考        |
|--------|--------|----------|---------|-----------|
| 洗<br>浄 | 大豆     | 13 キログラム | 500 円   |           |
|        | 米      | 1 キログラム  | 50 円    |           |
| 加<br>工 | みそ     | 13 キログラム | 5,300 円 | こうじ菌代を含む。 |
|        | こうじ    | 1 キログラム  | 300 円   | こうじ菌代を含む。 |
|        | みそ炊きのみ | 1 キログラム  | 300 円   |           |
|        | 豆腐     | 1 キログラム  | 700 円   | にがり代を含む。  |
|        | ジャム    | 1 キログラム  | 400 円   |           |
|        | ケチャップ  | 1 キログラム  | 400 円   |           |
|        | 果実ジュース | 1 本      | 300 円   | 1.8 リットル瓶 |
|        |        | 1 本      | 200 円   | 1 リットル瓶   |
|        | まんじゅう  | 1 セイロ    | 1,800 円 |           |
| こんにやく  | 1 工程   | 1,800 円  |         |           |
| 製<br>粉 | 米粉     | 1 キログラム  | 100 円   |           |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の安曇野市明科農産加工施設条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

平成27年6月1日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘